む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$AG_{23}$ ＝ 0.048

$AG_{24}$ ＝ 0.047

$AG_{25}$ ＝ 0.046

$AG_{26}$ ＝ 0.005

$AG_{27}$ ＝ 0.003

$AG_{28}$ ＝ 0.0018

$AH_n$　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

$AI_{23}$ ＝ 0.030

$AI_{24}$ ＝ 0.030

$AI_{25}$ ＝ 0.029

$AI_{26}$ ＝ 0.003

$AI_{27}$ ＝ 0.002

$AI_{28}$ ＝ 0.0012

$AJ_n$　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AK_{23}$ ＝ 0.030

$AK_{24}$ ＝ 0.030

$AK_{25}$ ＝ 0.029

$AK_{26}$ ＝ 0.003

$AK_{27}$ ＝ 0.002

$AK_{28}$ ＝ 0.0012

む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$AG_{23}$ ＝ 0.048

$AG_{24}$ ＝ 0.048

$AG_{25}$ ＝ 0.007

$AG_{26}$ ＝ 0.005

$AG_{27}$ ＝ 0.003

$AH_n$　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

$AI_{23}$ ＝ 0.030

$AI_{24}$ ＝ 0.030

$AI_{25}$ ＝ 0.004

$AI_{26}$ ＝ 0.003

$AI_{27}$ ＝ 0.002

$AJ_n$　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から平成 27 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

$AK_{23}$ ＝ 0.030

$AK_{24}$ ＝ 0.030

$AK_{25}$ ＝ 0.004

$AK_{26}$ ＝ 0.003

$AK_{27}$ ＝ 0.002